デジタル技術の活用による豊かで便利な社会づくり条例　概要

背景・必要性（ 前 文 ）

近年、デジタル技術は、**利用機会と可能性が日々拡大**しており、**人々の生活や経済活動に大きな変化をもたらし**、産業構造の変革を誘発するのみならず、急速に進む人口減少や少子高齢化により生ずる**地域社会の課題の解決に資するものと期待**されている

➡ **デジタル技術を一層活用し、全ての県民が豊かさを実感できる社会を実現**することを目指す

目　的（ 第一条 ）

デジタル社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、**本県の経済の更なる発展、地域社会の課題の解決**及び**県民生活の利便性の向上**を図り、もって**全ての県民の豊かな生活の実現**に寄与すること

基本理念（ 第三条 ）

①デジタル社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない

(1)生産性の向上、多様な就業の機会の創出、新事業の創出が図られ、**産業競争力の強化**に寄与すること

(2)地域社会の課題を解決し、**全ての県民が豊かさを実感できる社会の実現**に寄与すること

(3)県民の立場に立った質の高い行政サービスが持続的に提供され、**県民生活の利便性の向上**が図られること

②**デジタル技術の活用が目的ではなく、手段の一つであるという認識の下に推進**されなければならない

③**デジタル技術の活用に係る機会又は必要な能力における格差の解消**に取り組まなければならない

④個人及び団体の権利利益を害さないよう、**適切な情報セキュリティ対策**が講じられなければならない

県の責務等（ 第四条 ～ 第七条 ）

【県の責務】（第四条）：①デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定・実施

：②デジタル社会の形成の重要性に関し、事業者、県民の理解を深めるよう努める

【市町村との連携】（第五条）、**【事業者の役割】**（第六条）、**【県民の役割】**（第七条）

基本的施策（ 第八条 ～ 第十四条 ）

基本計画（ 第八条 ）

デジタル社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を基本計画に定める

①**デジタル社会の形成に関する施策の基本となる事項**、②**デジタル社会の形成に関する目標**　他

産　業（ 第九条 ）

産業競争力の強化

①デジタル技術の導入への支援、新事業の創出、デジタル技術の社会実装・実証に対する支援その他の**産業競争力の強化に必要な施策を講ずる**よう努める

②多様で柔軟な働き方の促進、生産性の向上、業務の効率化の促進その他の**働き方改革の促進に必要な施策を講ずる**よう努める

地 域 社 会（ 第十条 ）

地域社会の課題の解決

子育て、介護、医療、教育、防災、防犯、社会資本整備、交通、観光、文化振興その他の分野における**デジタル技術を活用した地域社会の課題の解決に資する施策を講ずる**よう努める

行　政（ 第十一条 ）

行政サービスの利便性の向上等

①デジタル技術を活用した**行政手続その他の行政サービスの利便性や質の向上に必要な施策を講ずる**よう努める

②デジタル技術の活用により**行政事務の効率化、高度化を図る**よう努める

人材の育成・活用（ 第十二条 ）

デジタル社会の形成を推進するため、**産業、地域、行政その他の社会のあらゆる分野におけるデジタル社会の実現を担う人材の育成、活用に必要な施策を講ずる**よう努める

活用の機会等の格差・啓発等の充実（ 第十三条 ）

①県民のデジタル技術の**活用に係る機会、必要な能力における格差の解消に必要な施策を講ずる**よう努める

②県民がデジタル社会における**様々なリスクに対処し、自身の目的に応じて、デジタル技術を用いた情報を適切に活用できるようにするため、啓発、学習の機会の充実等の必要な施策を講ずる**よう努める

【財政上の措置】（第十四条）

※ 施行期日：公布の日